告示

○金融庁告示第二十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

金融庁長官　細溝　清史

第一条中第百三十一号を第百三十二号とし、第百四号から第百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第百三号の次に次の一号を加える。

百四　株式会社地域経済活性化支援機構

○総務省告示第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第4の3(2)の表中「東京 | 76.1 | | 10」を「東京 | 76.1(注) | 89.7 | 10」に改め、同表に注として次のように加える。

(注)　上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表し、上段の周波数の使用は平成27年10月31日までに限る。

○法務省告示第百八十八号

長野県安曇野市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

長野県南安曇郡豊科町大字豊科千四十二番イ号ノ二地

中島千代の

○法務省告示第百八十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称

兵庫県行政書士会

変更前の住所

兵庫県神戸市中央区栄町通五丁目二番十六号イトーピア栄町通ビル

変更後の住所

兵庫県神戸市中央区東川崎町一―一―三神戸クリスタルタワー十三階

変更年月日

平成二十七年一月三十一日

○外務省告示第九十二号

平成二十七年三月十八日に東京で、テザニ水力発電所増設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　テザニ水力発電所増設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五十七億七千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　城内実外務副大臣

マラウイ側　ジョージ・タパトゥラ・チャポンダ外務・国際協力大臣

平成二十七年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十三号

平成二十七年三月十九日にアディスアベバで、南部諸民族州リフトバレー地域給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南部諸民族州リフトバレー地域給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　鈴木量博在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十七年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	一八トン
四	四三、九二四トン
五	一、三一三トン
六	二七トン
七	一二トン
八	一トン
九	三七、六七二トン
一〇	七、四五四トン
一一	一三、四一四トン
一二	六六、六四五トン
一三	五、二九三、九二三トン
一四	一、〇九二、二〇七トン
一四の二	五八七、六七一トン
一五	三二四トン
一六	五、六三一トン
一七	一三〇、二五四トン
一八	一六、〇六五トン
一九	九一〇トン
二〇	五一四トン
二一	二五、七二五トン
二二	四〇九トン
二三	五、六〇四トン
二四	二四トン
二五	〇トン
二六	五、三九二トン
二七	一五、一八三トン
二八	一〇・二トン
二九	四二九トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。